

名証自規第1011号
平成20年10月30日

上場会社代表者 各位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔柳 昇

上場株券に係る上場時価総額基準の適用の一時停止について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は証券市場の運営につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では、現下の株式市場の状況に鑑み、市場第一部から市場第二部への指定替え基準及び上場廃止基準のうち、上場時価総額に係る基準について、平成20年10月から同年12月までの間、一時的に適用を停止し、以下のとおり取り扱うことといたしましたのでご通知いたします。

- ① 猶予期間に入っていない銘柄が、この間に基準を下回っても猶予期間には入りません。
- ② 猶予期間に入っている銘柄については、次のとおりです。
 - a この間については市場第一部から市場第二部への指定替え又は上場廃止とはしません。
 - b 各銘柄の猶予期間が3か月延長されます。
 - c この間に基準を上回っても猶予期間からは出ません。

参考① 上場時価総額基準の概要

区分	基準
市場第一部から市場第二部への 指定替え基準 (上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部 銘柄への指定替え基準第2条第1項第4号)	20億円未満である場合において、9か月 (所定の書面を3か月以内に提出しない場合は3か月) 以内に20億円以上とならないとき
本則市場(市場第一部・第二部)の 上場廃止基準 (株券上場廃止基準第2条第1項第4号)	5億円未満である場合において、9か月 (所定の書面を3か月以内に提出しない場合は3か月) 以内に5億円以上とならないとき
セントレックスの 上場廃止基準 (株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号)	3億円未満である場合において、9か月 (所定の書面を3か月以内に提出しない場合は3か月) 以内に3億円以上とならないとき

※「所定の書面」とは、事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面をいう。

参考② 今回の措置の適用規定(指定替え基準第2条第1項第4号但し書等)

ただし、市況全般が急激に悪化した場合において、当取引所がこの基準によることが適当でないと認めたときの上場時価総額に係る基準については、当取引所がその都度定めるところによるものとする。

敬 具

【本件に関するお問合せ先】

株名古屋証券取引所 自主規制グループ上場監理担当 電話：052-262-3174